

証券コード6425
平成21年6月11日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目1番地25
ア ル ゼ 株 式 会 社
代表執行役社長 徳 田 一

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京
1階 「ペガサス」
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第36期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aruze.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 国内事業子会社の吸収合併により、事業目的の一部を追加し整備するものであります。(変更案第2条)

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、当社株式は同日をもって株式振替制度に移行しました。

これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、定款上不要になりました株券、実質株主、実質株主名簿及び単元未満株式に係る規定及び用語の削除など所要の変更を行うものであります。(現行定款第8条から第10条、第13条)

また株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案附則第1条、第2条)

(3) 現行定款第8条の削除に伴い、現行定款第9条以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p><u>当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>1. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の試験研究、企画、開発、制作、製造、販売、賃貸及び放送、上映、配給</p> <p>2. コンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸</p> <p>3. <u>遊戯機器及び遊技機器の試験研究、企画、開発、製造、販売、リース、レンタル及び輸出入</u></p> <p>4.) (条文省略)</p> <p>12. (新 設) (新 設)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>(削 除)</p> <p>1. <u>遊戯機器及び遊技機器に関連する原材料、部品、半製品、電子応用機器等の製造、売買、斡旋、賃貸借及び管理</u></p> <p>2. <u>遊戯機器、遊技機器及びその関連機器の試験研究、企画、開発、販売、リース、レンタル及び輸出入</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>コンピュータ・システムの指導業務及びコンピュータ・システムを利用した娯楽用・教育用電子機器の試験研究、企画、開発、製造、販売及び賃貸</u></p> <p>5. <u>事務用機器の販売</u></p> <p>6.) (現行どおり)</p> <p>14.</p> <p>15. <u>ビルメンテナンス業</u></p> <p>16. <u>不動産の売買及び賃貸管理及び斡旋</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>13.</u> 〱 (条文省略)</p>	<p><u>17.</u> 〱 (現行どおり)</p>
<p><u>17.</u> <u>18. 不動産の売買及び賃貸管理</u></p>	<p><u>21.</u> (削 除)</p>
<p><u>19. 通信機器の設計、製造及び販売</u></p>	<p><u>22.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>20. 労務、経理等の事務代行業務</u></p>	<p><u>23.</u> (現行どおり)</p>
<p><u>21. 子会社への金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</u></p>	<p><u>24.</u> 金銭の貸付及び金銭貸付の媒介</p>
<p><u>22.</u> 〱 (条文省略)</p>	<p><u>25.</u> 〱 (現行どおり)</p>
<p><u>27.</u> <u>28. 損害保険代理業務</u></p>	<p><u>30.</u> <u>31. 損害保険業、損害保険代理業務及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p>
<p><u>29.</u> 〱 (条文省略)</p>	<p><u>32.</u> 〱 (現行どおり)</p>
<p><u>34.</u> <u>35. 上記各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p><u>37.</u> <u>38. 上記各号に付帯する一切の事業</u></p>
<p>② 当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p>	<p>② 当社は、前項第1号から第37号に掲げる事業を営むこと<u>並びに前項各号に掲げる業務を営む会社の株式を保有することを目的とする。</u></p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第9条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第8条 (単元株式数)</u> (現行どおり)</p>
<p>② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (単元未満株式についての権利) <u>当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ↳ (条文省略)</p> <p>4. 第11条 ↳ (条文省略)</p> <p>第12条</p> <p>第13条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第14条 ↳ (条文省略)</p> <p>第42条 (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ↳ (現行どおり)</p> <p>4. 第10条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第11条</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第13条 ↳ (現行どおり)</p> <p>第41条 附 則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	岡田和生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース㈱設立 代表取締役社長 昭和48年6月 ユニバーサル技研㈱(現アルゼ ㈱)設立 代表取締役社長 平成16年9月 当社 取締役会長 平成18年1月 当社 代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社 取締役会長(現任) [当社における地位及び担当] 指名委員、報酬委員 [他の法人等の代表状況] ARUZE USA, Inc. 代表者 Aruze Gaming America, Inc. 代表者	25,228,300株
2	岡田知裕 (昭和42年9月1日生)	平成3年4月 当社 入社 平成7年6月 当社 取締役 平成7年8月 当社 取締役経営企画室長 平成9年8月 当社 取締役開発本部付 平成11年6月 当社 取締役管理本部長 平成12年6月 当社 取締役IR広報室長 平成19年7月 ARUZE USA, Inc. 取締役 (現任) 平成19年7月 Aruze Gaming America, Inc. 取締役(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任) [当社における地位及び担当] 監査委員	23,615,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	澤 田 宏 之 (昭和28年10月19日生)	昭和58年9月 ㈱ボストンコンサルティンググループ 入社 平成5年4月 ㈱グロービス 社外取締役 (現任) 平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング㈱ 代表取締役 平成16年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成17年10月 ㈱リヴァンプ 社外取締役 (現任) 平成19年6月 ㈱日経サイエンス 社外取締役 (現任) 平成20年4月 学校法人グロービス経営大学院 理事 (現任) [当社における地位及び担当] 監査委員 (委員長) [他の法人等の代表状況] ブーズ・アンド・カンパニー㈱ 代表取締役	82,000株
4	岩 淵 正 紀 (昭和15年4月17日生)	昭和56年4月 東京地方裁判所 判事 昭和61年4月 最高裁判所 調査官 平成2年5月 弁護士 登録 平成5年9月 ふじ合同法律事務所 所属 (現任) 平成10年6月 ㈱クレオ 社外監査役 (現任) 平成12年4月 第一東京弁護士会 司法制度調 査委員会 委員長 平成15年11月 メディカル・ケア・サービス㈱ 社外監査役 (現任) 平成19年6月 ㈱東電通 社外監査役 (現任) 平成20年6月 当社 社外取締役 (現任) [当社における地位及び担当] 指名委員 (委員長)、報酬委員	-

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
5	中 込 秀 樹 (昭和16年6月25日生)	昭和42年4月 東京地方裁判所 刑事部所属判 事補 昭和45年4月 最高裁判所 事務総局総務局付 昭和50年7月 サザン・メソジスト大学ロース クール 卒業 昭和56年4月 日本国有鉄道 総裁室法務課調 査役 平成14年7月 東京家庭裁判所長 平成17年1月 名古屋高等裁判所長官 平成18年6月 弁護士 登録 ふじ合同法律事務所 所属（現 任） 平成19年4月 大東文化大学法科大学院 教授 （現任） 平成20年6月 当社 社外取締役（現任） [当社における地位及び担当] 報酬委員（委員長）、指名委員	—
6	北 島 光 弘 (昭和12年12月24日生)	昭和35年4月 伊藤忠商事(株) 入社 平成4年6月 同社 取締役総合情報企画室長 平成7年4月 同社 常務取締役 平成8年6月 同社 理事（現任） (株)CRCソリューションズ（現 伊藤忠テクノソリューションズ (株) 入社 平成9年6月 同社 代表取締役副社長 平成14年6月 同社 取締役会長 平成17年6月 同社 理事（現任） 平成19年6月 (株)AQインタラクティブ 社外 監査役（現任） 平成20年6月 当社 社外取締役（現任） [当社における地位及び担当] 監査委員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	大塚直子 (昭和42年5月1日生)	平成2年9月 追野毅税理士事務所 入所 平成5年1月 税理士 登録 平成9年1月 (株)シー・エス・エイ (現みらいコンサルティング(株)) 入社 平成11年12月 公認会計士伊藤満邦事務所 (現葵税理士法人) 入所 平成14年2月 (株)プロジェクト 入社 平成15年9月 税理士法人緑川・蓮見事務所入社 (現青空税理士法人 代表社員) (現任) 平成20年6月 当社 社外取締役 (現任) [当社における地位及び担当] 監査委員	—

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者岡田和生氏は、ARUZE USA, Inc. 及びAruze Gaming America, Inc. の代表者を兼務しており、当社はAruze Gaming America, Inc. との間に管理部門に係る業務委託等の取引関係があります。なお、ARUZE USA, Inc. との取引等は行われておりません。
 - (2) 取締役候補者岡田知裕氏は、ARUZE USA, Inc. 及びAruze Gaming America, Inc. の取締役を兼務しており、当社はAruze Gaming America, Inc. との間に管理部門に係る業務委託等の取引関係があります。なお、ARUZE USA, Inc. との取引等は行われておりません。
 - (3) 取締役候補者澤田宏之氏は、ブーズ・アンド・カンパニー(株)の代表取締役を兼務しておりますが、当社とブーズ・アンド・カンパニー(株)との取引等は行われていないため、澤田氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - (4) 取締役候補者岩淵正紀氏に対し、過去2年間法律業務の対価として弁護士報酬を支払っており、また、今後支払う予定があります。
 - (5) 取締役候補者大塚直子氏が所属する青空税理士法人と当社は税務顧問契約を締結しており、税務業務の対価として税理士報酬を支払っており、また、今後支払う予定があります。
 - (6) その他各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者澤田宏之氏、岩淵正紀氏、中込秀樹氏、北畠光弘氏及び大塚直子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① 澤田宏之氏につきましては、経営コンサルタント及び経営者としての実績と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 岩渕正紀氏につきましては、弁護士として企業法務に精通しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 中込秀樹氏につきましては、司法分野等における多様な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④ 北畠光弘氏につきましては、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ⑤ 大塚直子氏につきましては、税理士としての経歴を通じて培われた税務の専門家としての知識及び見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① 澤田宏之氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
- ② 岩渕正紀氏、中込秀樹氏、北畠光弘氏及び大塚直子氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者である澤田宏之氏、岩渕正紀氏、中込秀樹氏、北畠光弘氏及び大塚直子氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ、重大な過失がなかったときは、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度として損害賠償責任を負担する。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員及び顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員及び顧問に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

後記(3)に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株を上限とし、後記(3)①により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会及び平成18年6月29日開催の第33期定時株主総会並びに平成19年6月28日開催の第34期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場

合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2年経過した日の翌日から2年が経過する日（同日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得事由及び条件

i. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は）、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ii. 当社は、新株予約権者が下記⑦に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

i. 対象者は、権利行使時においても当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員及び顧問の地位にあることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

ii. 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記iv.に掲げる新株予約権付与契約の定めによるものとする。

- iii. 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- iv. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記④に準じて決定する。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする）による承認を要するものとする。
 - viii. 新株予約権の取得事由及び条件
前記⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人五大は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査委員会の決定に基づき、新たにビーエー東京監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	ビーエー東京監査法人	
事務所所在地	主たる事務所	東京都港区赤坂7-3-37 プラス・カナダ3F
	その他の事務所	奥多摩 京都
海外提携先	MAZARS	
職 員 数	40名（平成21年3月31日現在）	
沿 革	昭和59年4月	サンエー監査法人として設立
	平成11年12月	ビーエー東京監査法人へ名称変更
	平成14年6月	MAZARS（58か国、253事務所）と提携

以 上

メモ欄

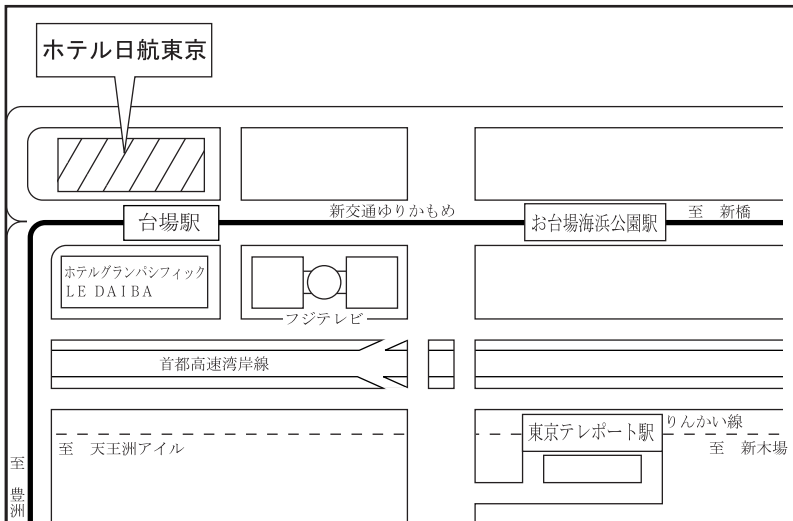
メモ欄

第36期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号
ホテル日航東京 ペガサス（1階）
電話（03）5500-5500

最 寄 駅 JR新橋駅から「新交通 ゆりかもめ」で約15分、台場駅下車
（直結）

JR京葉線・地下鉄有楽町線 新木場駅から「りんかい線」で
約7分、東京テレポート駅下車 徒歩約10分



なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。